

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	全体	県民の地下水への依存度は大きく、持続的に水質の良い地下水を利用するため本条例は必要である。	1	【その他】 地下水の水量の保全については、本条例の制定により取り組むとともに、水質の保全については、水質汚濁防止法等により引き続き取り組んで参ります。